



Recycle いばらき

茨城県廃棄物再資源化指導センターニュース



Vol. 31

MARCH 2024

茨城県廃棄物再資源化指導センター



行政ニュース

- 茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例について 1
- 土地の埋立て等を行う方へ 7
- 不法投棄はアプリで通報 8

再資源化指導センターニュース

- 令和5年度産業廃棄物適正処理指導啓発講習会の開催について 9

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例について

1 制定の目的

廃棄物処理法など既存法令による規制の無い、金属スクラップ等の有価物（再生資源物）の不適正な屋外保管により、崩落、火災等の事故や騒音、振動等の発生による問題が生じている。

また、近隣自治体で規制が強化されることにより、悪質な事業者が本県内に事業場を移すおそれがあることから、屋外の再生資源物の適正な保管に関し必要な規制を定め、災害の防止及び生活環境の保全を図る。

2 内容

(1) 規制対象

| | |
|-------|--|
| 対象者 | 再生資源物の取引を行うため、屋外に再生資源物を保管する事業者（廃棄物処理許可施設等で再生資源物を屋外保管する事業者を除く） |
| 対象保管物 | 再生資源物として収集された金属、プラスチック、ゴム、ガラス、コンクリート、陶磁器、木材を原材料とするもの（分解、破碎、圧縮等の処理がされたものを含む。）又はこれらの混合物（廃棄物及び有害使用済機器を除く） |

(2) 許可制の導入

- ア 敷地面積が 100 ㎡を超える屋外保管事業場の設置について、事業場ごとに知事の許可（5年更新）取得を義務付ける。
- イ 許可申請事業者に対し、事業内容等の周知を図るため、事前に住民説明会の開催を求める。
- ウ 施行日時時点で既に屋外保管事業場を設置している者が、6ヶ月以内に届出を行った場合、許可を受けたものとみなす。

(3) 保管基準等

- ア 屋外保管事業場の周囲に、外部から保管の状況を確認できる構造の囲いを設置すること。
- イ 保管物の荷重が囲いに直接かかる場合には、囲いが構造耐力上安全であるとともに、保管の高さを囲いの上端より 50cm 以上低くすること。
- ウ 容器を用いずに屋外保管する場合の高さは、「勾配比 1 : 2」又は 5m のいずれか低い方にすること。
- エ 保管に伴い生じた汚水の飛散、流出、地下浸透の防止、及び騒音、振動、悪臭の防止のために必要な措置を講じること。
- オ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれのあるものは、適切に回収し処理すること。

(4) 行政処分

- ・事業者等からの報告徴収、事業場等への立入検査
- ・保管基準不適合や違反行為に対する改善勧告
- ・勧告に従わない場合には改善命令
- ・事業場の全部又は一部の使用停止、許可の取消し

(5) 公表

事業者が勧告に従わなかった場合に違反事実を公表できる。

(6) 罰則（主なもの）

2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- ・屋外保管事業場の無許可設置
- ・屋外保管事業者の命令違反等

3 施行日

令和6年4月1日

金属スクラップなどの再生し現物の保管を 規制する条例が施行されます

金属スクラップなどの再生資源物について、崩落や火災の危険、搬入 搬出時の騒音・振動の発生などを防止し、県民の安全や生活環境の保全を確保するための条例が **2024年4月1日** から施行されます。

| 項目 | 内容 |
|--------------------------|---|
| 対象者 | 業として再生資源物の取引を行うため、屋外に再生資源物を保管する事業者 ※廃棄物処理許可施設、自動車リサイクル許可施設で再生資源物を屋外保管する事業者を除く |
| 対象保管物 (再生資源物) | 使用を終了し、収集された金属、プラスチック、ゴム、ガラス、コンクリート、陶磁器、木材を原材料とするもの（分解、破碎、圧縮等の処理がされたものを含む。）又はこれらの混合物 ※ 廃棄物及び有害使用済機器を除く |

● 屋外保管事業場を設置しようとする場合

2024年4月1日から、茨城県内に金属スクラップなどの再生資源物を保管する屋外保管事業場（敷地面積100㎡超）を設置する場合、**知事の許可（5年更新）**が必要です。

● 屋外保管事業場を既に設置している場合

- 2024年4月1日に、既に屋外保管事業場を設置している事業者は、届出をすれば、許可を受けたものとみなされます。
届出期間：**2024年4月1日から2024年9月30日まで**
- 届出は、問い合わせ先に連絡して事前に予約のうえ、原則、書類を持参してください。
- 届出までに、保管基準を守れるよう対応をしてください。

ATTENTION

届出をしないまま取引のため再生資源物の屋外保管を続けると、条例に基づき無許可保管として罰せられる場合があります。

屋外保管の基準

● 囲いや表示など

- 周囲に、外部から屋外保管の状況が確認できる構造の囲いが設けられていること
- 外部から見やすい箇所に、屋外保管事業場である旨等を表示した掲示板が設けられていること

● 飛散・流出などの防止

- 再生資源物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合、荷重に対して囲いが構造耐力上安全であること
- 容器を用いずに保管する場合、積み上げられた再生資源物の高さが、規定の保管の高さ（高さ 5m 以内、勾配 1:2 以下など）を超えないこと
- 保管に伴い汚水が生じるおそれがある場合、屋外保管事業場の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝などを設けること

● 騒音振動の防止

- 騒音又は振動が発生する場合、生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講じること

● 火災の発生 延焼防止

- 再生資源物がその他の物と混合するおそれのないよう他の物と区分して保管すること
- 一の保管単位面積を 200m² 以下とすること
- 隣接する保管単位の間隔を 2m 以上とすること（不燃材料の仕切りがある場合を除く）

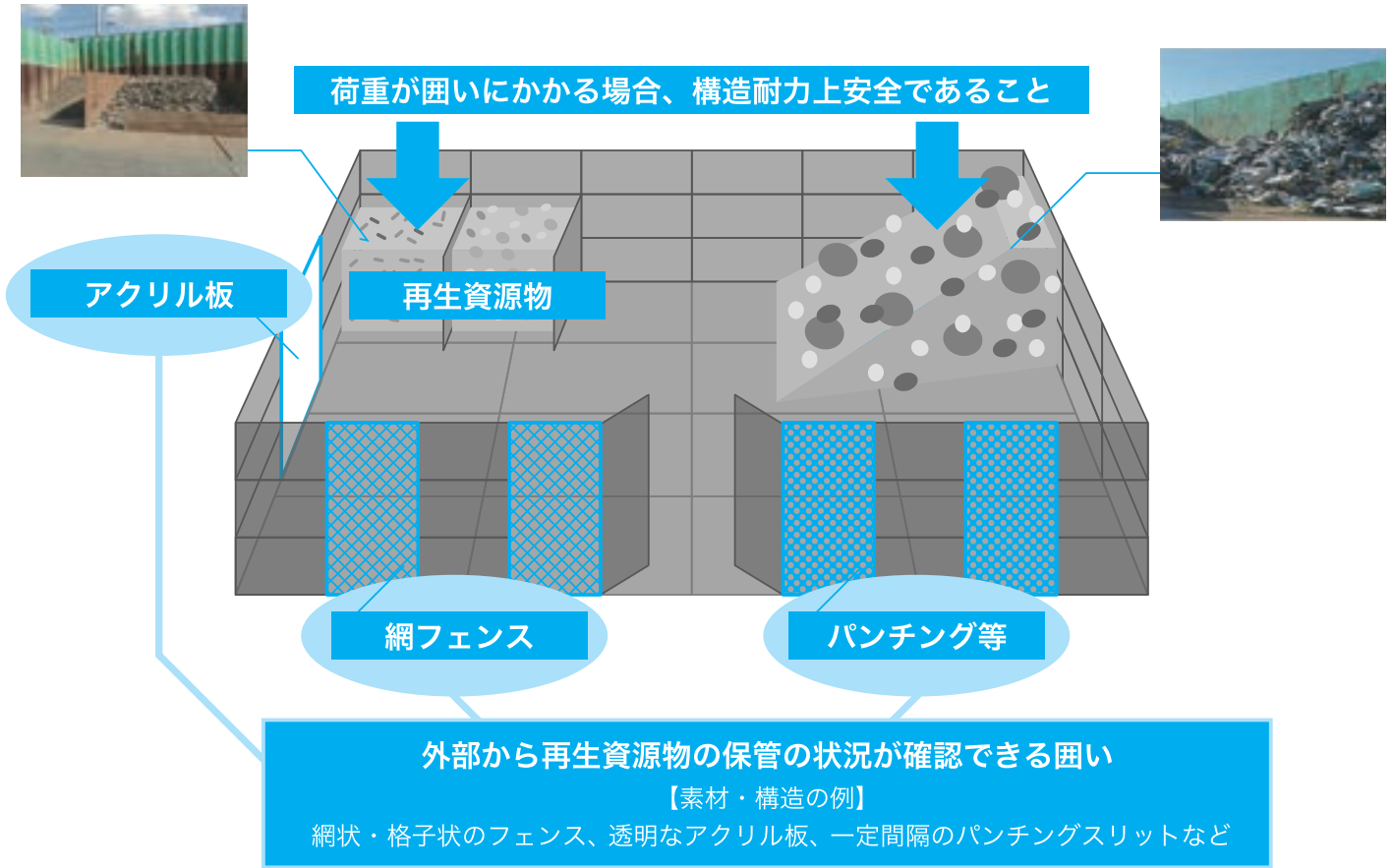
● 害虫等の発生防止

- ねずみが生息し、蚊、ハエその他の害虫が発生しないようにすること

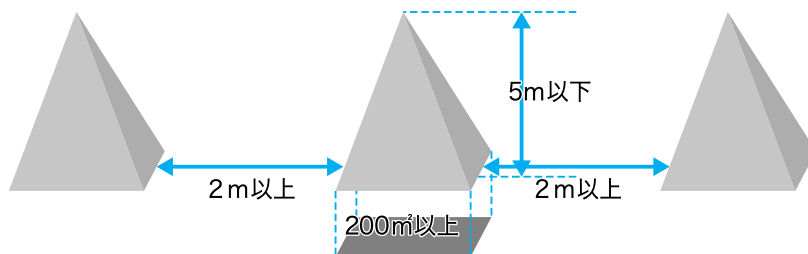
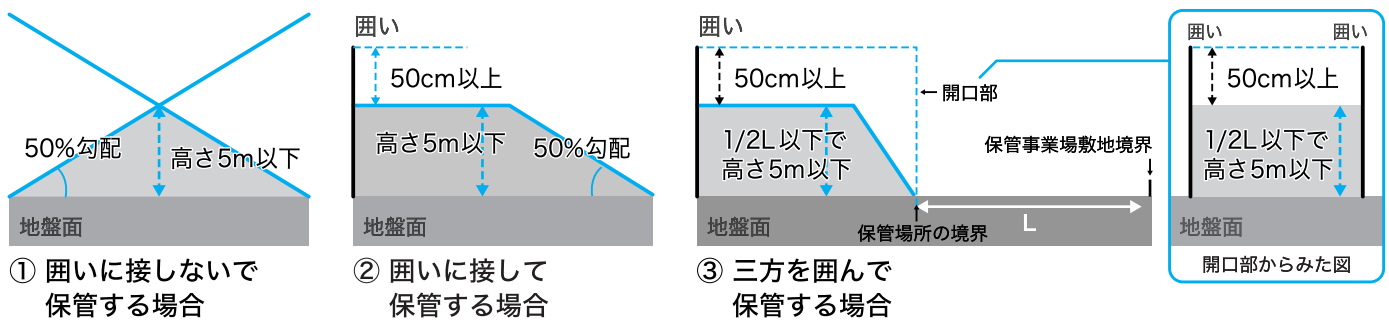
ATTENTION

屋外保管の基準を守らないと、違反事実の公表、改善命令、使用停止、許可取消、罰則の適用などを受ける場合があります。

● 囲いの構造

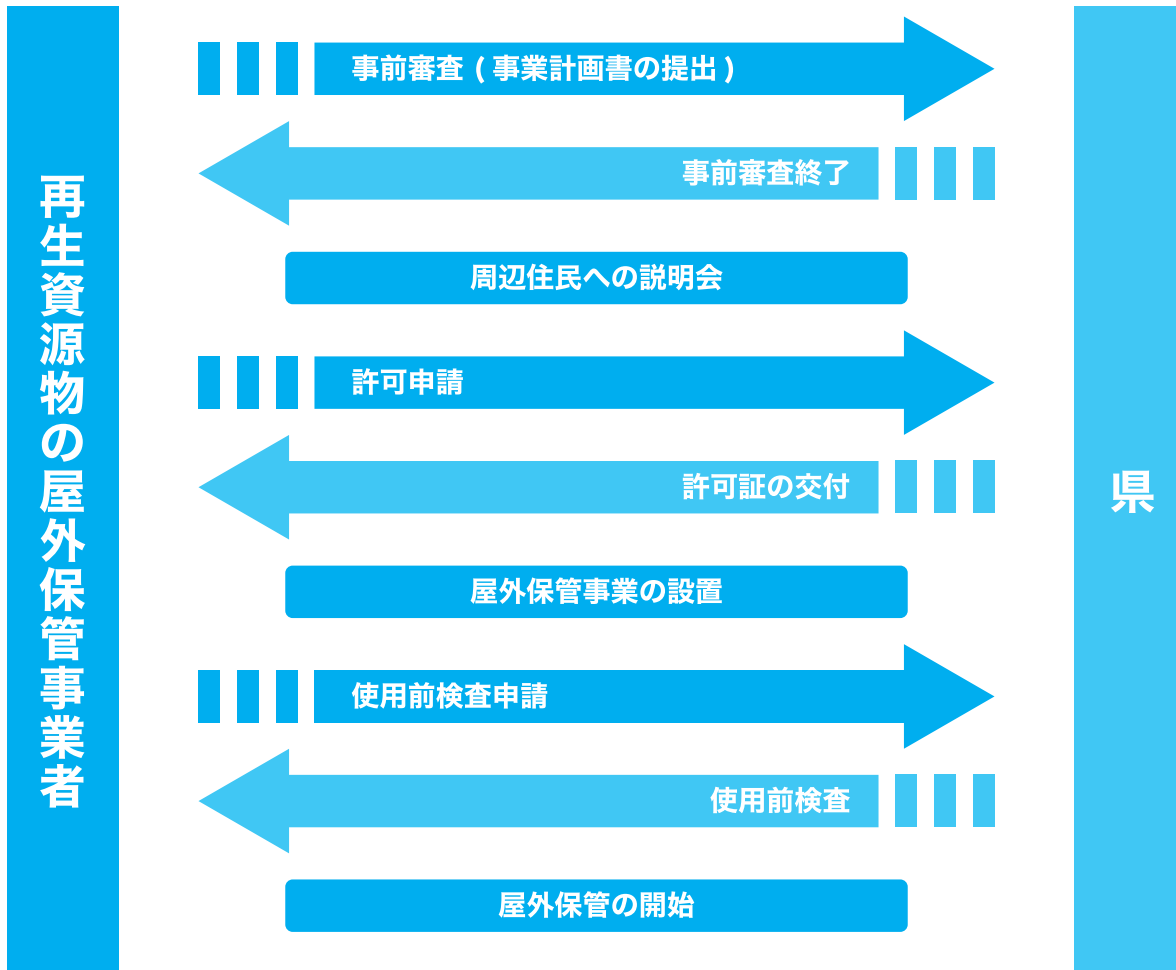


● 保管の高さなど



※集積単位間の離隔距離のイメージ

新たに屋外保管事業場を設置する場合の手続き例



《参考》許可取得には、以下に該当しないことが必要です（主なもの）

- 成年被後見人など、屋外保管の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 破産手続開始の決定を受けて復権できない者
- 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 暴力団員等がその事業活動を支配する者

問い合わせ先



茨城県 県民生活環境部 廃棄物規制課 施設指導グループ

詳しくはホームページをご覧ください「茨城県 再生資源物」で検索

【対応時間：土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで】

電話：029-301-3027（直通） E-mail：haitai2@pref.ibaraki.lg.jp

※届出の予約は極力 E-mail でお願いします。

土地の埋め立て等を行う方へ

茨城県で土砂等による土地の埋立て・盛土・堆積を行うには
許可や書面交付等の手続きが必要です!

STEP1

許可又は届出をする

埋立て等を行う場合、場内の切り盛りのみで済む場合や公共事業等の一部の例外を除き、許可又は届出が必要です。

埋立て等区域の面積は 5,000㎡以上ですか？
※埋立て等区域の面積は、実際に埋立て等を行う区域の面積をいい、保安区域、進入道路や現場事務所等は含みません。

はい

いいえ

県条例の適用除外に該当しますか？

市町村条例の適用除外に該当しますか？

はい

いいえ

はい

いいえ

県条例の適用除外に該当しますか？

いいえ

埋立て等の規制に関する
条例に基づく手続きは不要です

県の許可が
必要です

県への届出が
必要です

市町村の許可が
必要です

県条例の適用除外の例（許可・届出共通）

- ・場内の切り盛り
- ・公共事業として行う埋立て等
- ・採石場や砂利採取場の埋戻し
- ・運動場、駐車場等の管理行為……等

※砕石や袋詰めで販売されている土砂のみを使用する場合も、県条例の手続きは不要です。

許可の場合には事前協議から約半年程度必要になります。
届出の場合は、埋立て等を行う3日前（中2日）までに提出してください。

詳細は県庁HPを御覧ください



詳しくは、埋立て等を行おうとする場所の市町村（土地の埋立て等の規制担当課）までお問い合わせください。

STEP2

土砂等の発生元に書面（土砂等受入概要書）を交付する

県の許可を受けた埋立て等、県へ届出をした埋立て等及び市町村の許可を受けた埋立て等を行う際には、土砂等の発生元（掘削工事の元請事業者等）に対して、土砂等受入概要書を交付する必要があります。

また、土砂等の発生元は、土砂等を運搬する方（ダンプの運転手等）に対して、適合証明書を交付する必要があります。

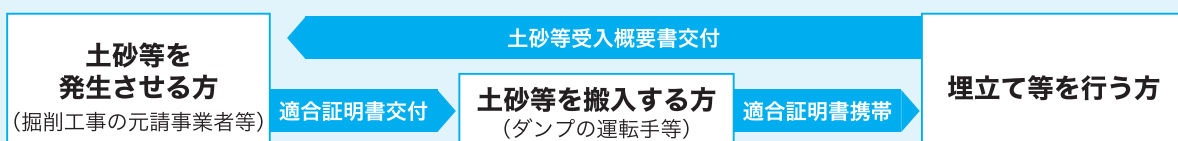
書面交付・携帯の詳細や様式は
県庁HPを御覧ください



STEP3

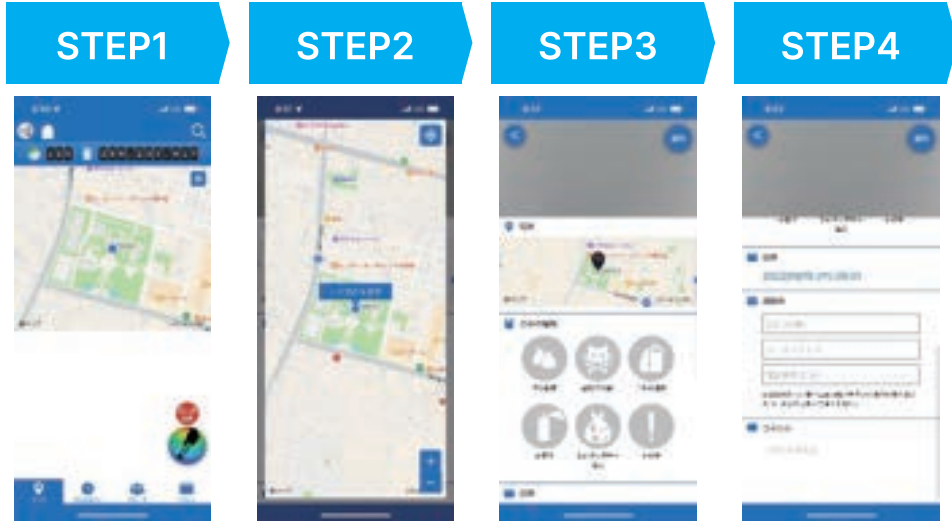
適合証明書を携帯した方の土砂を受け入れて施工する

埋立て等を行う際は、次の流れで書面を交付・携帯することとなります。埋立て等を行う際には、適合証明書を携帯していない土砂等を搬入する方（ダンプの運転手等）からの土砂等は受け入れないようにしてください。



茨城県県民生活環境部廃棄物規制課不法投棄対策室 お問合せ先☎: 029-301-3033

通報はたったの**4ステップ**



STEP1
右下の投稿ボタンを上にスライドし、通報用の写真を撮影

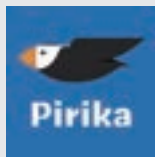
STEP2
撮影後に表示される地図から、不法投棄の位置を選択

STEP3
ごみの種類を選択

STEP4
連絡先やコメントを入力し、右上の通報ボタンを押して完了！

不法投棄は
アプリで通報

「不法投棄ゼロ」を目指して



スマートフォンアプリ「ピリカ」は、ごみ拾い活動を共有する「ごみ拾い SNS」として活用されてます。また、不法投棄の情報を投稿（通報）すると、リアルタイムで県に情報が提供され、より迅速な対応が可能となります。

※利用には、規約への同意などが必要です。

ダウンロード



「悪質、巧妙化する不法投棄に対応するため、県では、市町村や警察などと連携し、監視・指導体制の強化を図っています。しかし、不法投棄撲滅には、組織的な対応だけでなく、一人一人の監視の目が必要不可欠です。不法投棄などを見かけたら、電話やスマートフォンアプリから通報することで「茨城は捨てづらい」という環境を作っていきましょう。」

問 県廃棄物制課 ☎029(301)3035

通報時のチェックポイント

通報の際には、分かる範囲で結構ですので、次の事項をコメント欄に記入してください。

- 発見場所（県道○号線沿い等）
- 現場の状況（量や臭い等）
- 行為者に関する情報（出入りしている車や人の特徴）
- 土地に関する情報（地権者や連絡先等）

有力情報には謝礼を進呈

茨城県では、不法投棄等の解決に繋がる有力な情報を提供していただいた方に報奨金（原則一事案あたり一万円）をお支払いします。

「その情報が無ければ犯人を特定できなかった」といった有力情報が対象です。

※審査には時間が掛かります。

通報は電話でも受け付けています

不法投棄 110 番



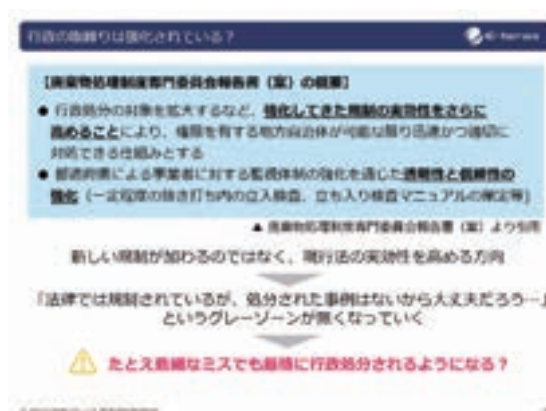
みつもみんなでもらなく み は れ
0120-536-380

受付時間：平日8時30分～17時15分 ※受付時間外は最寄りの警察署まで

令和5年度 産業廃棄物適正処理指導啓発講習会の開催について

令和6年2月20日（火）、例年開催している「産業廃棄物適正処理指導啓発講習会」について、147名の参加によりオンラインでの開催をいたしました。

当講習会は排出事業者の皆様へ「産業廃棄物の適正処理や再資源化の取り組み」について啓発するため開催しているものであり、イーテラス株式会社チーフコンサルタントの安井智哉氏に「廃掃法の基礎と違反事例から考える排出事業者責任」についてご解説頂きました。



講習内容

- 罰則事例から見る排出事業者責任
- 廃棄物処理法概要
- ケーススタディ
産廃？ 事業系一廃？
- マニフェストの基礎
- ケーススタディ
マニフェストの「こんな時、どうする？」
- 意外と知らない「専ら物」と「仮置き保管」
- 廃棄物処理の重要ポイント「委託契約書」
- 法令判断 Q&A 解説

茨城県廃棄物再資源化指導センターニュース
第31号
令和6年3月発行



茨城県リサイクル認定製品

コンセプト

茨城県の頭文字「い」をモチーフに、2つの矢印は製造加工されるリサイクル製品のあらゆる情報発信の役割を果たすイメージをデザイン化し、県民に親しまれ、愛され、安心・信頼され、豊かな自然（水・緑）に恵まれた環境にやさしい地域社会と生き生き共生し、未来に向けてリサイクル認定製品の普及啓発を図り、ますます発展・向上するイメージを力強く現しています。

発行

〒310-0852 水戸市笠原町 978-25 茨城県開発公社ビル 4 階
一般社団法人 茨城県産業資源循環協会内
茨城県廃棄物再資源化指導センター

TEL

029-301-7100~7102

FAX

029-301-7103

HPアドレス

<http://www.recycle-ibaraki.jp>